

非常変災その他緊迫事態における非常措置について

「特別警報」または「暴風を含む警報」などが発表された場合には、安全確保のため、下記のと通りの対応とします。

記

- 1 「大雨、暴風を含む特別警報」または「暴風を含む警報」が発表された場合
 - ①午前7時において県内全域または特定の地域に、「大雨、暴風を含む特別警報」または「暴風を含む警報」が発表されている場合には、始業時刻を繰下げ、自宅待機とします。「特別警報」または「暴風を含む警報」が解除され次第、安全を確認し登校してください。
 - ②午前10時においてもなお県内のいずれかの地域に「大雨、暴風を含む特別警報」または「暴風を含む警報」が発表されている場合は、臨時休業（家庭学習）とします。
 - ③土・日曜日に行う活動（「サポート教室」、部活動等）については、午前7時現在で県内いずれかの地域に、「特別警報」または「暴風を含む警報」が発表されている場合は、中止とします。

- 2 学校所在地域（彦根市）において「大雨、暴風以外の特別警報」が発表された場合

上記1と同様の措置とします。

- 3 特別警報、警報の種類の確認
特別警報、警報の発表は、ラジオ・テレビ等で確認してください。